

○厚生労働省
経済産業省告示第一号
環境省

不正競争防止法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第三十三号）の施行に伴い、新規化学物質のうち、高分子化合物であつて、これによる環境の汚染が生じて人の健康に係る被害又は生活環境動植物の生息若しくは生育に係る被害を生ずるおそれがないものに関する基準（平成二十一年経済労働省告示第二号）の一部を次のように改正し、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月一日）から施行する。

令和元年七月一日

厚生労働大臣 根本 匠
経済産業大臣 世耕 弘成
環境大臣 原田 義昭

第3中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。